**※前回までの登録店の方も必ず申込書の提出をお願い致します!!**

**重要**

**『ちっごプレミアム商品券』登録店募集**

筑後商工会議所では、地域内の消費喚起及び活性化のため、令和３年度のプレミアム付商品券『ちっごプレミアム商品券』を発行します。今回の発行額は総額３億６千万円**（プレミアム率２０％）**となります。つきましては、筑後市内のみで使用できる商品券ですので、多くの会員事業所の登録をお願いします。

**１．ちっごプレミアム商品券発行概要（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| ○　販売総額 | ３億円（**プレミアム率２０％**、発行総額３億６千万円） |
| ○　商品券有効期間 | 令和３年８月２日（月）から令和４年１月１５日（土） |
| ○　商品券内訳 | １冊　１０,０００円で販売。（額面５００円×２４枚＝１２,０００円分）（内訳）２４枚綴りの内６枚は、大型店（※１）でも使用できます。 |
| ○　販売方法 | 事前予約申込み（申込金額が販売総額を超えた場合は抽選により決定。なお、引換期間後に発生した未引換分については、落選者のなかで順位付けをし、繰上げ当選の通知を行う。それでも販売総額に達しない場合は、残額を窓口販売で行う。）※窓口販売を実施する場合の日程は未定。 |
| ○　申込期間 | 令和３年７月１日（木）から７月１４日（水）まで（当日消印有効） |
| ○　購入限度額 | お一人様５万円まで、一世帯２５万円まで |
| ○　引換販売期間 | 令和３年８月２日(月)から８月１３日(金)まで（土・日曜日・祝日も販売） |
| ○　販売場所 | 筑後商工会議所 |
| ○　利用限度額 | １回のお買物で使用できる商品券は２５万円まで |
| ○　換金期間 | 令和３年８月２日（月）から令和４年１月３１日（月）まで |
| * 換金手数料　　　及び換金方法
 | ５００円券１枚につき７円（１.４％）＊換金方法は、**換金手数料を差し引いた金額を口座振込**にてお支払います。 |
| 　※1　大型店とは、本社が筑後市外で売場面積が1,000㎡以上の店舗が対象となります。**２．登録申込みについて** |
| * 登録資格
 | 筑後市内の会員事業所。会員でない事業所の方は商工会議所へ入会されれば、登録店になれます。 |
| * 申込み方法
 | 筑後商工会議所へ、ちっごプレミアム商品券登録店申込書（裏面）に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。（ＦＡＸ、ｍａｉｌ可） |
| * 申込み期間
 | **令和３年６月３０日（水）まで**これ以降の申込受付分は、登録店チラシには掲載されない場合があります。　また、ホームページ等に掲載します。 |

**※上記の商品券発行概要（予定）に変更が生じた場合は、再度ご通知をさせていただきます。**

◇ご不明な点は、ご遠慮なく下記までお尋ね下さい。

◎筑後商工会議所　（担当：一ノ瀬）ＴＥＬ：５２－３１２１、ＦＡＸ：５３－６５０８

　　　　　　　　　（Ｅ－ｍａｉｌ）ｉｎｆｏ＠ｃｈｉｋｕｇｏ.ｏｒ.ｊｐ

**ちっごプレミアム商品券登録店申込書兼誓約書**

**（※　今回以降、登録店については自動更新となります。変更事項や登録店の取り止めを希望される場合は事務局までご連絡ください。）**

**当該事業の登録にあたって、下記の商品券取り扱い事項や発行団体の定める指示を厳守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行わないことを誓約し申込みいたします。**

**筑後商工会議所　会頭　玉木康裕　殿　　　　　　　　　　　　　　　　令和　３年　　　月　　　日**

|  |  |
| --- | --- |
| **フリガナ** |  |
| **事業所名または店舗名****(チラシ等に掲載する名称)** |  |
| **フリガナ** |  |
| **代表者名** | **印** |
| **所　在　地** | **筑後市** |
| **取　扱　品** |  |
| **ＴＥＬ　／　ＦＡＸ** | **ＴＥＬ** |  | **ＦＡＸ** |  |
|  |

* **換金振込口座（昨年まで登録店の方は、ご希望の換金振込口座に変更がない場合は記入不要）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **換金振込口座****（但し、ゆうちょ銀行、ＪＡバンクを除く）** | **銀行・信用金庫** | **支店** |
| **普通預金　・　当座預金** | **口座番号** |  |
| **フリガナ** |  |
| **口座名義** |  |

**（１）商品券の取り扱い**

**登録店は「ちっごプレミアム商品券」を持参した方に対し、商品券有効期間内に限り券面**

**記載額相当の商品の販売またはサービスの提供を行ってください。**

**【商品券有効期限：令和４年１月１５日（土）まで】**

**（２）当所が対象外と指定する商品等**

**①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、たばこなど換金の高いもの**

**②「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗**

**関連特殊営業に係るもの**

**③遊技場等**

**④国や地方公共団体等への支払い**

**⑤業務用仕入（事業用資産の建築・リフォーム代金含む）、手形決済**

**（３）留意事項**

**①商品券による購入の場合、つり銭は出ません。**

**②期間途中での登録店の取り消しはできません。**

**③偽造券の疑いがある場合は、受取を拒否し、直ちに筑後商工会議所へご連絡ください。**

**④自らが購入した商品券を換金することはできません。**

**⑤１回のお買い物で使用できる商品券は２５万円を限度とします。**

**注）ご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡のために利用することがあります。**

（会議所記入欄）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付日 |  | 事業所番号 |  | 登録番号 |  |